

岩手県告示第586号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和3年8月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - （1） 一関市東山町長坂字町裏から字東本町まで（別紙図面のとおり。）
  - （2） 一関市東山町長坂字町から字東本町まで（別紙図面のとおり。）
  - （3） 一関市東山町松川字館から字岩ノ下まで（別紙図面のとおり。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課並びに県南広域振興局土木部一関土木センター及び土木部千厩土木センター並びに一関市役所及び平泉町役場

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。